

第17期 第34回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時： 令和5年4月25日(火) 午後4時00分～午後4時29分

2 場 所： 豊見城市役所 3階第3会議室

3 出席農業委員 (8 名)

会 長： 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理： 2番 上原 啓一 委員

委 員： 3番 金城 敏満 委員 4番 當間 康由 委員 5番 宮里 由美子 委員

6番 金城 朝之 委員 7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4 欠席農業委員 (0 名)

5 農地利用最適化推進委員

東部地区： 大城 空 委員

西部地区： 高安 昌俊 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長： 新田 靖

主 査： 大城 達宏 主任主事： 長嶺 文斗

6 議事録署名委員

8番 瀬長 輝男 委員 ・ 2番 上原 啓一 委員

7 付議すべき案件

報告第 200 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 201 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 202 号 転用許可に係る工事の完了報告について

報告第 203 号 現況証明願について

報告第 204 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第 205 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議案第 100 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 101 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 102 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について

8. 会議の内容

議長	これから第 17 期豊見城市農業委員会第 34 回の総会を開催いたします。 (午後 4 時 00 分) 開会
議長	本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。 会期は、本日 1 日限りいたします。 本日の出席委員は 8 名中全員出席ということで、豊見城市農業委員会会議規則第 11 条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。 次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第 13 条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に第 8 番委員の瀬長輝男委員と第 8 番委員の上原啓一委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の新田事務局長及び長嶺主任主事をお願いいたします。 これより報告案件に入ります。初めに、報告第 200 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 2 ページをお開きください。報告第 200 号「農地転用後利用状況の報告について」、4 件ございました。内容を確認のうえ、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 200 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。 特に質疑ないようですので、進行します。 次に、報告第 201 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 4 ページをお開きください。 報告第 201 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、6 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	報告第 201 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。進行してよろしいでしょうか。 特に質疑がないようですので、進行します。 次に、報告第 202 号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局	それでは、議案書の 6 ページをお開きください。 報告第 202 号「転用許可に係る工事の完了報告について」、3 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	報告第 202 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑がないようですので、進行します。 次に、報告第 203 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 8 ページをお開きください。 報告第 203 号「現況証明願について」、6 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 203 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑がないようですので、進行します。 次に、報告第 204 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 10 ページをお開きください。 報告第 204 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	報告第 204 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑がないようですので、進行します。 次に、報告第 205 号について事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 12 ページをお開きください。 報告第 205 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

議長	ただいまの報告第 205 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑がないようですので、進行します。 次に、議案審議に入ります。議案第 100 号について審議します。「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いをしたいと思います。では、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第 100 号について説明いたします。議案書の 14 ページをお開きください。 議案第 100 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、2 件の申請がございました。 整理番号 1 番につきまして、議案書の 15 から 16 ページをお開き下さい。 申請のありました、豊見城市字瀬長舟無小原 65 番 9、65 番 10、65 番 11、65 番 13 以上 4 筆につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。 整理番号 2 番につきまして、議案書の 17 から 18 ページをお開き下さい。 申請のありました、豊見城市字座安中前原 260 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。 なお、今回の申請にあたって、新規に許可申請する農地及び、すでに耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。 調査結果について、大城委員から報告をお願いします。
大城推進委員	それでは、令和 5 年 4 月 18 日に行いました現地調査の結果について報告します。 整理番号 1 番について、申請地及び経営地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。 整理番号 2 番について、申請地及び経営地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。
議長	ありがとうございます。事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。議案第 100 号については 1 件ずつ審議します。 初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 では質疑なしと認めます。これより採決します。

議長

整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

では質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定しました。

次に議案第 101 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書の 20 ページをお開きください。議案第 101 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、2 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして 21 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 174 番 2。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。整理番号 2 番につきまして 26 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字渡橋名 289 番 5。転用目的は貸駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、街区の面積に占める宅地等の面積の割合が 40%を超える農地となっています。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

整理番号 2 番の申請地は、渡橋名地区の住宅地域に近接し、街区の面積に占める宅地等の面積の割合が 40%を超える農地となっています。現場は耕起されているが、一部まだ耕作部分はあるがほとんど休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については利用計画及び排水処理計画等により特に問題ないと考えられます。

議案第 101 号について、説明は以上です。

議長

ありがとうございます。では議案第 101 号については 1 件ずつ審議します。
初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。よろしいですか。
では質疑なしと認めます。これより採決します。
整理番号 1 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次に整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をして質疑をお願いいたします。これより採決に移ってよろしいでしょうか。
では質疑なしと認めます。これより採決します。
整理番号 2 番については、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。
次に議案第 102 号について審議します。事務局より、現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書の 32 ページをお開きください。
議案第 102 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、3 件ご

ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして、33 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字翁長 843 番 11。転用目的は資材置場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 2 番につきまして、38 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 212 番 19。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 3 番につきまして、45 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字高嶺 525 番 1。転用目的は資材置場。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて、現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、相当数の街区を形成している区域にある農地となっています。現地は作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

次に、整理番号 2 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、街区の面積に占める宅地等の面積の割合が 40%を超える農地となっています。現場は休耕状態で雑草が繁茂している状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

続いて、整理番号 3 番の申請地は、高嶺地区の住宅地域に近接し、農地の広がり 10 ha 未満の農地となっています。現場は既に資材置場として利用されていることから違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

議案第 102 号について、説明は以上です。

議長

ありがとうございます。では議案第 102 号については 1 件ずつ審議します。初めに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。よろしいですか。では質疑なしと認めます。これより採決します。整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

議長

(異議なし)

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

それでは以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。委員の皆様には、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

これで本日の農業委員総会を終わります。大変お疲れさまです。

令和 5 年 4 月 25 日 (火)

午後 4 時 29 分終了

議事録署名委員

議長 瀬長 澄子

8 番委員 瀬長 輝男

2 番委員

上原 啓一